

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.012

処 分 名	保存樹木等の行為許可
処 分 の 概 要	保存樹木等について、所有者等は保全に努めるとともに、伐採等をする場合には、市長の許可が必要となります。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成17年10月1日条例第150号)第21条
審 査 基 準	○保存樹木等の所有者は、指定樹木の保全に努めなければなりません。 ○保存樹木等について、次の行為をする場合には、市長の許可を受けなければなりません。 ・ 枝条の切除 ・ はくひ ・ 断根 ・ 伐採 ・ 前各号に掲げるもののほか良好な生育を妨げる行為
標準処理期間	14日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyou/ryokuka/hozobjumoku.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(保存樹木等の保存義務・行為の制限)

第21条 保存樹木等の所有者は、指定樹木の保全に努めなければならない。また、何人も保存樹木等の保存に影響を及ぼす次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 枝条の切除
- (2) はくひ
- (3) 断根
- (4) 伐採
- (5) 前各号に掲げるもののほか良好な生育を妨げる行為